○五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金交付要綱

令和６年６月２７日
教 委 告 示 第 ４ 号

（趣旨）

第１条　教育長は、五條市のスポーツ・文化活動の振興を図るため、スポーツ、文化の分野で活躍する子どもの活動を支援し、健全育成並びに本市の今後のスポーツ・文化活動の発展に寄与することを目的として、中学生以下の子どもを中心に総合的な事業・活動を行うスポーツ・文化団体及び個人（学校として出場する場合を除く。）に対し、全国大会等の出場に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

２　前項の補助金の交付に関しては、五條市補助金等交付規則（令和３年３月五條市規則第１３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象大会）

第２条　補助金の対象大会（以下「補助対象大会」という。）は、公共的団体が主催する全国大会とする。ただし、親睦を主な目的としている大会又は予選大会を経ないで自由に参加できる大会は、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、教育長が認めた大会は、補助金の対象大会とすることができる。

（補助金交付対象者）

第３条　この要綱において補助金の交付を受けることのできるもの（以下「補助金交付対象者」という。）は、次条に規定する補助対象経費を負担したものとする。

２　前項の規定にかかわらず、教育長が認めた者は、補助金の交付を受けることができる。

（補助対象経費）

第４条　補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、本市に住所を有する小学生又は中学生が補助対象大会の出場に要した交通費、宿泊費（食事代を除く。）及び参加費とする。

２　同行する監督、コーチ又は指導者等であって、本市に住所を有する者１名分に係る前項の交通費及び宿泊費（食事代を除く。）も補助対象経費とすることができる。

３　補助対象経費となる交通費の額は、最も経済的な通常の経路及び方法による交通費の実費額とする。ただし、領収書その他の当該実費額を証する書類がないとき、又は当該実費額が一般職の職員の旅費に関する条例（昭和３２年１０月五條市条例第２４号）に基づく一般職の職員に支給する旅費の例（日当を除く。）により計算した額を超える場合は、当該計算した額を交通費の額とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額で、別表に定める金額を限度とする。

２　国、奈良県等他の補助金の制度等を併用する場合は、補助対象経費からその分を差し引いた額で、別表に定める金額を限度とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は次に掲げる書類を補助対象となる大会開催の１０日前（市の休日を除く。）までに教育長に提出しなければならない。

(1)　五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金交付申請書（様式第１号）

(2)　収支予算書（様式第２号）

(3)　大会に出場することが分かる書類（出場選手登録表等）

(4)　対象者が本市に住所を有することを証する書類

(5)　その他教育長が必要と認める書類

２　第１０条による概算払を受けようとする場合は、第１項の提出期限にかかわらず、補助対象となる大会開催の３０日前までに申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第７条　教育長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に対し通知するものとする。この場合において、教育長が補助金の目的を達成するため必要があると認めるときは条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第８条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を教育長に提出しなければならない。

（事前着手届）

第９条　申請者がやむを得ない事由により第６条に規定する期限までに申請できない場合については、全国大会等の開催前日までに第６条に規定する書類に加え、五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金事前着手届（様式第４号）を教育長に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第１０条　教育長は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の範囲内で概算払をすることができる。

２　補助金交付決定者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、次に掲げる書類を補助対象となる大会開催の１４日前までに教育長に提出しなければならない。

(1)　五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金概算払請求書（様式第５号）

(2)　その他教育長が必要と認める書類

（事業の変更等）

第１１条　補助金交付決定者は、補助対象経費の総額に変更があったとき、又は、大会出場者を変更し、若しくは出場を取りやめようとするときは、あらかじめ五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金変更等承認申請書（様式第６号）に必要な書類を添えて教育長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費総額を変更する場合で、補助金の額の変更を伴わないときは、この限りではない。

２　前項ただし書に規定する変更が生じたときは、速やかにその内容を教育長へ報告するものとする。

（補助金の変更交付決定）

第１２条　教育長は、前条第１項の規定による五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金変更等承認申請書の内容が適当であると認めた場合は変更交付を決定し、五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金変更交付決定通知書（様式第７号）により補助金交付決定者に対し通知するものとする。この場合において、教育長が補助金交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付すことができる。

（状況報告等）

第１３条　教育長は、特に必要があると認めるときは、補助金交付決定者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（実績報告）

第１４条　補助金交付決定者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から３０日以内又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を教育長に提出しなければならない。

(1)　五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金実績報告書（様式第８号）

(2)　収支精算書（様式第９号）

(3)　大会に出場したことが証明できる書類（出場選手登録表等）

(4)　対象者が本市に住所を有することを証する書類

(5)　補助対象経費に係る領収書等

(6)　その他教育長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１５条　教育長は、前条の規定による書類の提出を受けた場合には、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金額確定通知書（様式第１０号）により、補助金交付決定者に対して通知するものとする。

２　補助金交付決定者は、前項の規定による通知を受け、既にその額を超える補助金が交付されているときは、教育長の指定する期日までに返納しなければならない。

（補助金の交付請求）

第１６条　前条の規定による通知を受けた補助金交付決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金請求書（様式第１１号）を教育長に提出しなければならない。

２　教育長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定取消等）

第１７条　教育長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは補助金を交付せず、若しくは減額し、又は当該補助金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(1)　補助金を目的外に使用したとき。

(2)　事業の変更若しくは中止をしたとき又は事業遂行の見込みがないとき。

(3)　偽りその他不正行為により補助金を受け、又は受けようとしたとき。

（その他）

第１８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第５条関係）

区　分	金　額（限度額）
個　人	２０，０００円
団　体	２０，０００円／１人 （ただし、５００，０００円を限度とする。）

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

五條市教育委員会
教育長　　様

団　体　名
住　　所　〒

氏　　名
電 話 番 号

五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金交付申請書

このことについて、五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金交付要綱に基づき下記金額を交付くださいますよう収支予算書を添えて申請します。

記

大　会　名	
開　催　日	
開　催　地	
出　場　者	
交付申請金額	円
大 会 概 要	

様式第２号（第６条関係）

収　支　予　算　書

【収入の部】

科　　目	金　　額	収　入　の　内　訳
合　　計		

【支出の部】

科　　目	金　　額	支　出　の　内　訳
合　　計		

上記のとおり報告します。

年　　月　　日

団　体　名

住　　所　〒

氏　　名

電 話 番 号

五條市教育委員会

教育長　　様

様式第３号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

五條市教育委員会

教育長

五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金交付要綱第７条の規定により交付することに決定したので通知します。

記

交付決定額　　金　　円

交　付　条　件

様式第４号（第９条関係）

年　　月　　日

五條市教育委員会

教育長　　様

代表者または責任者
団　体　名
住　　所　〒

代表者氏名
電 話 番 号

五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金事前着手届

年　　月　　日付けで申請しました五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金について、交付決定前に着手しますので届け出ます。
なお本件について交付決定がなされなかった場合、または交付決定を受けた補助額が交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

１　事前着手の理由

交付決定を受ける前に大会出場の行程となるため。

２　着手年月日

様式第５号（第１０条関係）

年　　月　　日

五條市教育委員会

教育長　　様

代表者または責任者
団　体　名
住　　所　〒

代表者氏名
電 話 番 号

五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金概算払請求書

五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金交付要綱第１０条第２項の規定により、次のとおり概算払いの支払いを請求します。

通知年月日	年　　月　　日	通知番号	第　　号
交付決定額	円		
請　求　額	円		

【振込先】

金融機関		支店名	
預金種目	１ 普通　　２ 当座　　３ その他（　　預金）		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

様式第６号（第１１条関係）

年　　月　　日

五條市教育委員会

教育長　　様

代表者または責任者
団　体　名
住　　所　〒

代表者氏名
電 話 番 号

五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金変更等承認申請書

　　年　　月　　日付けで補助金交付決定を受けた下記事業について、事業内容を（　変更・中止・廃止　）したいので、五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金交付要綱第１１条第１項の規定により申請します。

記

通　知　番　号	
補　助　金　名　称	
(変更・中止・廃止)の内容	
(変更・中止・廃止)の理由	
補助金交付決定額	円
変　更　増　減　額	円
変更後補助金申請額	円

添付書類
（１）変更事業計画書・変更収支予算書

様式第７号（第１２条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

五條市教育委員会

教育長

五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金変更交付決定通知書

年　　月　　日付けで変更申請のあった補助金の交付については、五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金交付要綱第１２条の規定により、変更決定したので通知します。

記

交付決定額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（変更後）

交　付　条　件

様式第８号（第１４条関係）

年　　月　　日

五條市教育委員会

教育長　　様

団　体　名

住　　所　〒

氏　　名

電 話 番 号

五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金実績報告書

このことについて、五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金交付要綱に基づき、交付を受けた事業について、収支精算書を添えて報告します。

記

大　会　名	
開　催　日	
開　催　地	
出　場　者	
交 付 金 額	円
大会結果等	

様式第９号（第１４条関係）

収　支　精　算　書

【収入の部】

科　　目	金　　額	収　入　の　内　訳
合　　計		

【支出の部】

科　　目	金　　額	支　出　の　内　訳
合　　計		

上記のとおり報告します。

年　　月　　日

団　体　名

住　　所　〒

氏　　名

電 話 番 号

五條市教育委員会

教育長　　様

様式第１０号（第１５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

五條市教育委員会

教育長

五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金額確定通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で、交付決定をした補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金交付要綱第１５条の規定により通知します。

記

補助金の交付確定額　　金　　円

様式第１１号（第１６条関係）

年　　月　　日

五條市教育委員会

教育長　　様

団　体　名

住　　所　〒

氏　　名

電 話 番 号

五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金請求書

五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金交付要綱第１６条の規定により、次のとおり請求します。

交　付　決　定　額	円
交　付　確　定　額	円
今　回　請　求　額	円

【振込先】

金　融　機　関		支　店　名	
預　金　種　目	１ 普通　　２ 当座　　３ その他（　　預金）		
口　座　番　号			
フ　リ　ガ　ナ			
口 座 名 義 人			